

議案第17号

つくばみらい市奨学金貸付条例及びつくばみらい市高等学校等奨学金条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市奨学金貸付条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市奨学金貸付条例（平成18年つくばみらい市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和2年度分の」を「この特例措置に規定された」に改め、附則第7項中「令和2年度限りとする」を「令和2年4月1日から規則で定める日までの期間とする」に改める。

(つくばみらい市高等学校等奨学金条例の一部改正)


第2条 つくばみらい市高等学校等奨学金条例（平成18年つくばみらい市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年度分の」を「この特例措置に規定された」に改め、附則第5項中「令和2年度限りとする」を「令和2年4月1日から規則で定める日までの期間とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

大学生等に対する経済的支援として、令和2年度に実施した貸与額の増額や対象者拡大の臨時的措置を、次年度において継続実施するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市奨学金貸付条例(平成18年つくばみらい市つくばみらい市条例第113号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</p> <p>4 この特例措置に規定された奨学金の貸付けに限り、第3条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号に該当する者は、奨学生の資格を有するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項の規定による奨学金の貸付期間については、第7条の規定にかかわらず、<u>令和2年4月1日から規則で定める日までの期間とする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</p> <p>4 令和2年度分の _____ 奨学金の貸付けに限り、第3条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号に該当する者は、奨学生の資格を有するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項の規定による奨学金の貸付期間については、第7条の規定にかかわらず、<u>令和2年度限りとする</u> —。</p>

つくばみらい市高等学校等奨学金条例(平成18年つくばみらい市条例第114号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</p> <p>2 この特例措置に規定された奨学金の貸与に限り、第2条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に該当する者は、奨学金の資格を有するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前項の規定による奨学金の貸与期間については、第8条の規定にかかわらず、<u>令和2年4月1日から規則で定める日までの期間とする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</p> <p>2 <u>令和2年度分の</u>奨学金の貸与に限り、第2条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に該当する者は、奨学金の資格を有するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前項の規定による奨学金の貸与期間については、第8条の規定にかかわらず、<u>令和2年度限りとする</u>。</p>